

四日市市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 37 号

四日市市保育所入所に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保育所入所に関する規則（平成 26 年四日市市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入所の承諾等）</p> <p>第 6 条 所長は、入所を決定した児童ごとに保育児童台帳（第 2 号様式）を作成するとともに、保護者に対して<u>入所承諾書</u>（第 3 号様式）を交付し、併せて入所保育所に対して保育児童台帳及び入所承諾書の掲載内容を通知するものとする。</p>	<p>（入所の承諾等）</p> <p>第 6 条 所長は、入所を決定した児童ごとに保育児童台帳（第 2 号様式）を作成するとともに、保護者に対して<u>保育所入所承諾書</u>（第 3 号様式。<u>年度途中入所の場合にあっては、第 3 号様式の 2。</u>以下「<u>入所承諾書</u>」という。）を交付し、併せて入所保育所に対して保育児童台帳及び入所承諾書の掲載内容を通知するものとする。</p>
<p>（延長保育の実施の申込み）</p> <p>第 8 条 保育の実施を決定された児童について、四日市市立保育所条例施行規則（昭和 26 年四日市市規則第 9 号）<u>第 4 条第 3 項</u>に規定する延長保育（以下「<u>延長保育</u>」という。）の実施を希望する保護者（以下「<u>延長保育申込者</u>」という。）は、延長保育申込書（第 5 号様式）を所長に提出しなければならない。</p>	<p>（延長保育の実施の申込み）</p> <p>第 8 条 保育の実施を決定された児童について、四日市市立保育所条例施行規則（昭和 26 年四日市市規則第 9 号）<u>第 4 条の 2</u>に規定する延長保育（以下「<u>延長保育</u>」という。）の実施を希望する保護者（以下「<u>延長保育申込者</u>」という。）は、延長保育申込書（第 5 号様式）を所長に提出しなければならない。</p>

第 3 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

入所承諾書

申込みのありました への入所について次のとおり承諾いたします。

入所する児童の氏名 ・ 認 定 者 番 号 及 び 生 年 月 日	
入所する事業所の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して60日以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定をあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

第3号様式の2を削る。

第9号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

入所不承諾通知書

申込みのありました の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

児童氏名

認定者番号

（理由）

この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して60日以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定をあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市保育所入所に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市保育所入所に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部保育幼稚園課)